

外務省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	関係法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加内閣議案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
109	B	地方に対する規制緩和	その他	<p>私人への徴収・収納業務が可能な個人施の拡大(無償供給事業者による個人施の提供)の追加</p>	<p>無償供給事業者による個人施の提供が可能な個人施の拡大(無償供給事業者による個人施の提供)の追加</p>	<p>事務の効率化や住民の利便性の向上等が可能となる。 また、窓口業務の民間委託が促進される。</p>	<p>・地方自治法241条 ・地方自治法施行令第146条 ・無償法第20条</p>	<p>総務省、外務省</p>	<p>大阪府、徳島県、鳥取県、香川県、岡山県、福岡県</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>〇本市は申請や受付等の窓口業務を委託しているが、徴収・収納業務は切り離して業務をせざるを得ない状況である。</p>	<p>【総務省】 本件提案に関しては、条例による事務処理の特例により市町村が行う無償供給等の業務に係る手数料について、地方自治法第241条に基づき、当該市町村が自らの手数料として徴収し徴収することができるとあり、その場合には、当該手数料の徴収又は収納業務について市町村が個人に委託することは施行細則により可能となっている。 また、無償供給事業者による個人施の提供については、当該市町村が手数料として徴し、徴入とした後、当該無償事業者へ貸出が必要となる場合には、当該無償事業者に対して貸出し、貸出すべきと考えられる。 【外務省】 本件提案に関しては、条例による事務処理の特例により市町村が行う無償供給等の業務に係る手数料について、地方自治法第241条に基づき、当該市町村が自らの手数料として徴収し徴収することができるとあり、その場合には、当該手数料の徴収又は収納業務について市町村が個人に委託することは施行細則により可能となっている。 また、無償供給事業者による個人施の提供については、当該市町村が手数料として徴し、徴入とした後、当該無償事業者へ貸出が必要となる場合には、当該無償事業者に対して貸出し、貸出すべきと考えられる。 また、無償供給事業者による個人施の提供については、当該市町村が手数料として徴し、徴入とした後、当該無償事業者へ貸出が必要となる場合には、当該無償事業者に対して貸出し、貸出すべきと考えられる。 また、無償供給事業者による個人施の提供については、当該市町村が手数料として徴し、徴入とした後、当該無償事業者へ貸出が必要となる場合には、当該無償事業者に対して貸出し、貸出すべきと考えられる。</p>

